

# In-Hospital Emergency Registry in Japan 運用規則

## 第1章：名称

第1条 このレジストリは、In-Hospital Emergency Registry in Japan (IHER-J)と称する。

## 第2章：目的

第2条 このレジストリは、わが国の Rapid Response System(RRS)及び院内心停止(In-Hospital Cardiac Arrest: IHCA)の現状とプロセス、アウトカムの情報継続的に収集分析し共有する学術的症例登録システムである。このレジストリは我が国の RRS の浸透と質の向上により院内心停止を減少し地域社会に質の高い医療の提供を図ること、また医療の質向上のために世界に発信する臨床研究を行うことを目的とする。

## 第3章：総則

第3条 このレジストリは、日本院内救急検討委員会（英名： In-Hospital Emergency Committee in Japan/IHEC-J）が運営する。

第4条 患者情報の守秘義務は登録参加施設にあり、登録された患者の個人情報の保護のためにこのレジストリは匿名化されたデータを使用する。

第5条 このレジストリの登録参加施設は、日本院内救急検討委員会の審査による承認をもって、このレジストリの登録情報を研究活動に利用できる。申請・審査・承認については運用細則に従う。尚、自施設データのみの利用に関しては日本院内救急検討委員会の承認は不要である。

## 第4章：登録参加施設

第6条 RRS に携わる全ての医療施設は日本院内救急検討委員会の承認のもと、このレジストリに参加できる。参加方法は運用細則に従う。

第7条 このレジストリの登録参加施設は理事の承認をもって参加を退会でき

る。退会した際にすでに登録済みの情報については登録参加施設と日本院内救急検討委員会との話し合いをもって扱いを決定する。

## 第5章:データの活用

第8条 このレジストリ参加施設は、RRSの発展、院内心停止の予防、医療安全の貢献に寄与する研究のためにデータを使用できる。使用方法は別途に定められた運用細則に従う。

## 第6章:規則の改定

### 第9条

この運用規則の改定は日本院内救急検討委員会のメンバーの2/3の承認をもって行う。

## 附則

この規則は平成29年11月7日より発効する。